

役員の内出張経費の支給に関する内規

(趣 旨)

1. この内規は日本港湾経済学会会員の役員で会長が承認した者（会長・副会長・事務局長等）が会務の遂行上必要となる国内の出張経費（以下「経費」という）の支給手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

2. この内規が対象とする経費は交通費とする。
 - (1) 経費の支給額は、鉄道による場合は、自宅の最寄駅と目的地主要駅間往復普通運賃・特急乗車料金（グリーン車を除く）の半額を目処・上限とする。
 - (2) 航空移動の場合は、出発空港と到着空港間の片道運賃とする。

(経費申請者)

3. 経費の申請を行う対象者（以下申請者という）は、会長が会務遂行上必要と判断した各部会研究会等（常任理事会を除く）へ出席する者をいう。

(申請手続き)

4. 経費の支給を希望する申請者は、出張に要した経費を証明する書類（領収書等）を会計担当理事に提出し、併せて会長の承認を受けるものとする。

(支 給)

5. 申請手続きで認められた経費の支給額については、会計担当理事が年度内の早期に申請者の所定の口座に一括して振り込むか、もしくは申請者に直接支払うものとする。

付 則

本内規は、2015年8月27日より施行する